

「最近の労働安全衛生行政動向について」（化学物質関係）

公益社団法人日本保安用品協会 第29回保護具等労働安全衛生懇話会

厚生労働省 労働基準局

安全衛生部 化学物質対策課

環境改善・ばく露対策室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1. 自律的な化学物質管理等の概要

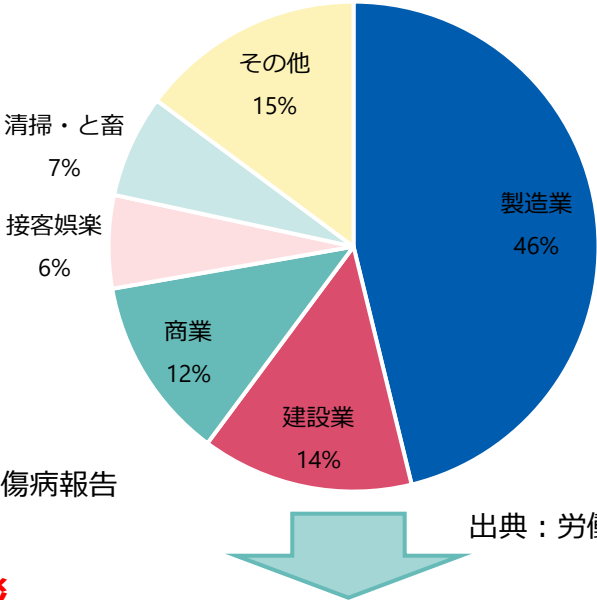
職場における化学物質管理の課題

個別規制の対象外となっている化学物質による労働災害が全体の約8割

＜化学物質による労働災害発生状況（令和3年）＞

起因物	件数
有害物	156
爆発性の物等	13
引火性の物	38
可燃性のガス	16
その他の危険物、有害物	249
合計	472

出典：労働者死傷病報告



出典：労働者死傷病報告

化学物質の性状に関連の強い労働災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）が年間約500件発生

製造業のみならず、建設業、第三次産業における労働災害も多い

○ 作業環境測定の結果が、直ちに改善を必要とする第三管理区分と評価された事業場の割合が増加傾向。

	件数 (平成30年)	障害内容別の件数(重複あり)		
		中毒等	眼障害	皮膚障害
特別規則対象物質	77 (18.5%)	38 (42.2%)	18 (20.0%)	34 (37.8%)
特別規則以外のSDS交付義務対象物質	114 (27.4%)	15 (11.5%)	40 (30.8%)	75 (57.7%)
SDS交付義務対象外物質	63 (15.1%)	5 (7.5%)	27 (40.3%)	35 (52.2%)
物質名が特定できていないもの	162 (38.9%)	10 (5.8%)	46 (26.7%)	116 (67.4%)
合計	416	68 (14.8%)	131 (28.5%)	260 (56.6%)

出典：労働者死傷病報告

有害作業の種類	作業環境測定の結果 第三管理区分の割合				
	H8年	H13年	H18年	H26年	R元年
粉じん作業	5.7%	5.6%	7.4%	7.7%	6.6%
有機溶剤業務	3.8%	3.3%	4.3%	5.0%	3.7%
特定化学物質の製造・取扱い業務	1.2%	1.2%	2.9%	5.7%	4.2%

労働安全衛生法における新たな化学物質規制の概要

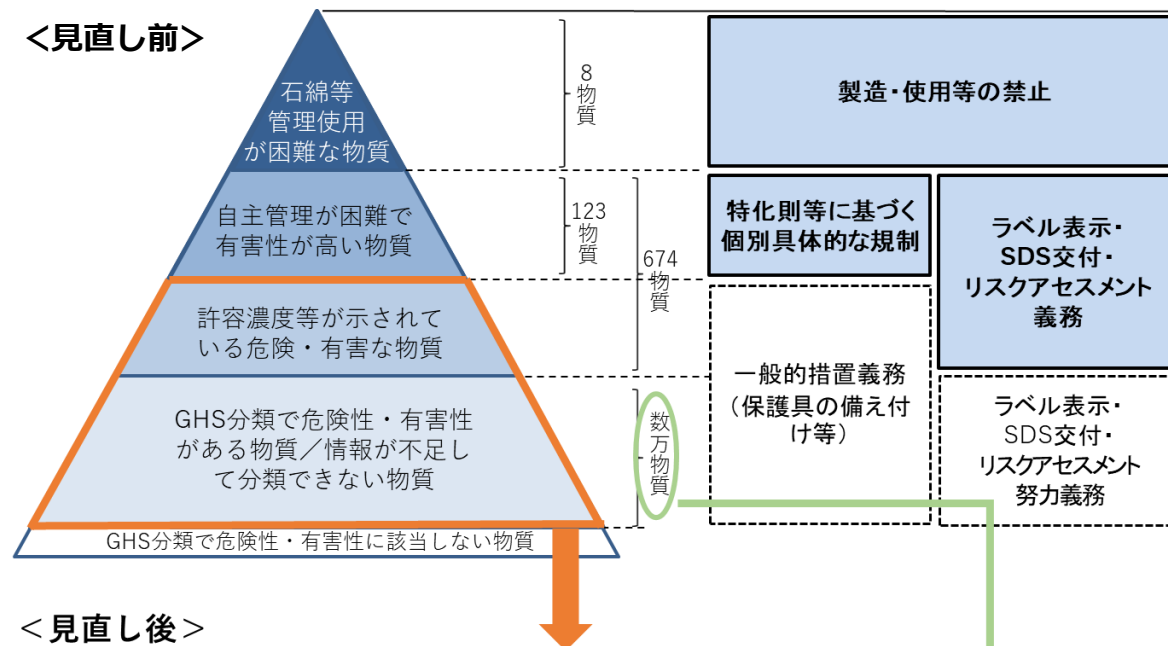
(限られた数の) **特定の化学物質**に対して
(特別則で) **個別具体的な規制**を行う方式

特別則で**未規制の物質**
を主眼として

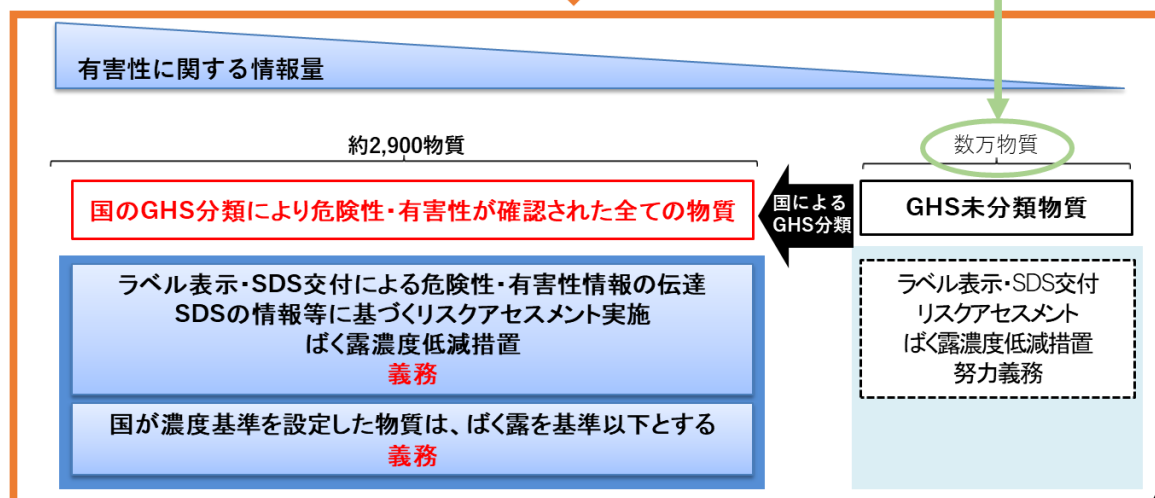
危険性・有害性が確認された**全ての物質を対象**として、以下を事業者に求める。

- **ばく露を最小限**とする（危険性・有害性が確認されていない物質については、努力義務）
- 国が定める濃度基準がある物質は、**ばく露の程度を濃度基準以下とする**
- これらを達成するための手段については、リスクアセスメントの結果等に基づき、**事業者が適切に選択**する

<見直し前>



<見直し後>



職場における化学物質規制の見直しについて①

(令和4年2月24日、令和4年5月31日公布)

■ 労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則関係

1 リスクアセスメント対象物の拡大

リスクアセスメントが義務付けられている化学物質（以下「リスクアセスメント対象物」という。）を新たに追加（令和5年度までに、令和2年度までに国のGHS分類において危険性・有害性が確認された全ての化学物質が追加された）

R6.4 施行

2 事業場における化学物質の管理体制の強化

リスクアセスメント対象物の製造、取扱い又は譲渡提供を行う事業場ごとに、化学物質管理者を選任し、化学物質の管理に係る技術的事項を担当させる等の事業場における化学物質に関する管理体制の強化

R6.4 施行

3 化学物質の危険性・有害性に関する情報の伝達の強化

化学物質のSDS（安全データシート）等による情報伝達について、通知事項である「人体に及ぼす作用」の内容の定期的な確認・見直しや、通知事項の拡充等による化学物質の危険性・有害性に関する情報の伝達の強化

R5.4 施行

R6.4 施行

4 リスクアセスメントに基づく自律的な化学物質管理の強化等

事業者が自ら選択して講ずるべく露低減措置により、労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度を最小限度にすること（加えて、一部物質については厚生労働大臣が定める濃度基準以下とすること）等による自律的な管理や、皮膚又は眼に障害を与える化学物質を取り扱う際に労働者に適切な保護具を使用させること等の化学物質管理の強化

R5.4 施行

R6.4 施行

職場における化学物質規制の見直しについて②

(令和4年2月24日、令和4年5月31日公布)

■ 労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則関係（続き）

5 化学物質の管理状況に関する労使等のモニタリングの強化

衛生委員会において化学物質の自律的な管理の実施状況の調査審議を行うことを義務付ける等の化学物質の管理状況に関する労使等のモニタリングの強化

R5.4 施行

6 化学物質等に係る教育の拡充

雇入れ時等の教育について、特定の業種で一部免除が認められていた教育項目について、全業種での実施の義務付けや、職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種に「食料品製造業」「新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業」を追加するなど、化学物質等に係る教育の拡充

R5.4 施行

R6.4 施行

■ 有機溶剤中毒予防規則、鉛中毒予防規則、四アルキル鉛中毒予防規則、特定化学物質障害予防規則、粉じん障害防止規則関係

1 化学物質管理の水準が一定以上の事業場に対する個別規制の適用除外

R5.4 施行

2 作業環境測定結果が第三管理区分の事業場に対する作業環境の改善措置の強化

R6.4 施行

3 作業環境管理やばく露防止対策等が適切に実施されている場合における有機溶剤、鉛、四アルキル鉛、特定化学物質（特別管理物質等を除く。）に関する特殊健康診断の実施頻度の緩和

R5.4 施行

2. 最近の動向について

ひと、くらし、みらいのために



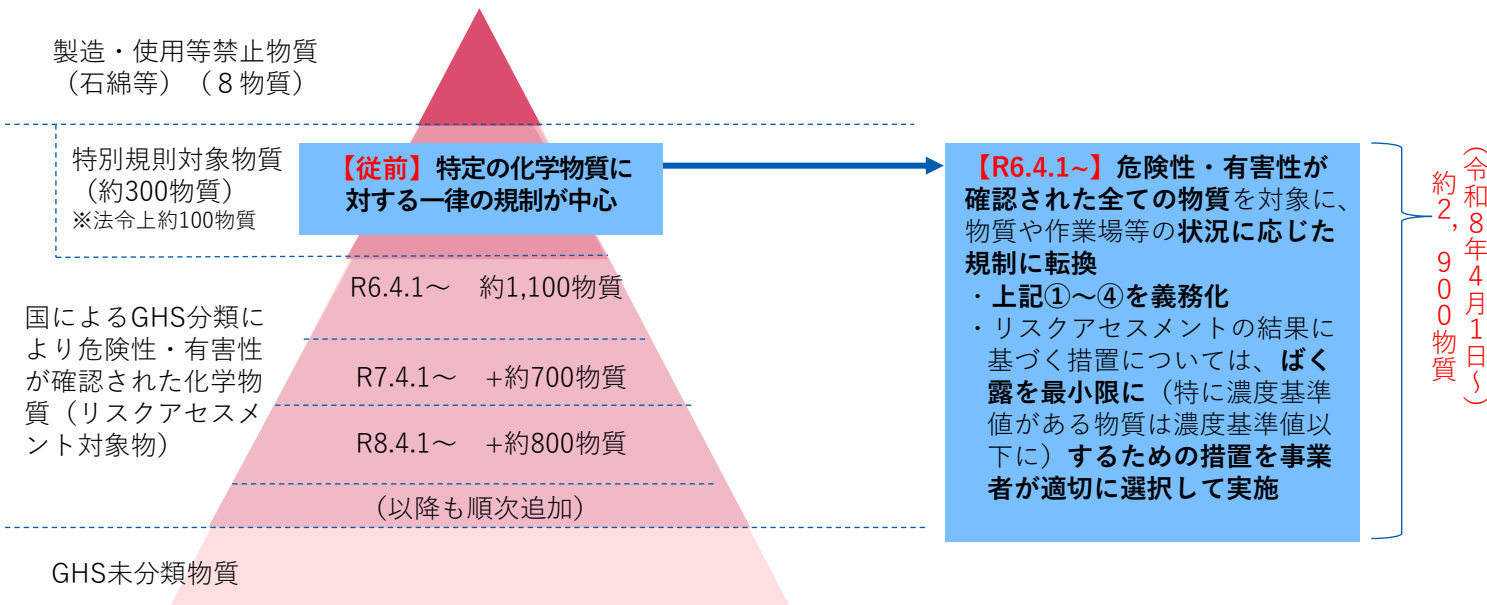
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

労働安全衛生法における化学物質規制

- 労働安全衛生法に基づき、
 - ・ 危険有害な化学物質を譲渡・提供する者（メーカー、卸売等）には、次の義務が課されている。
 - ①名称や人体に及ぼす作用などの危険有害性情報をラベル表示する義務
 - ②譲渡・提供する相手方に文書（SDS）を交付して、成分・含有量などの危険有害性情報を通知する義務
 - ・ 譲渡・提供を受けたユーザー企業等は、①②の情報を踏まえた③危険性・有害性等の調査（リスクアセスメント）を行い、その結果に基づいて④必要なばく露低減措置（例：適切な保護具の使用）を講ずる義務が課されている。



化学物質規制体系の抜本的見直し（下図）により、**令和8年4月には①～④の対象物質が約2,900に拡大。**



課題①

対象物質が大幅に拡大される中での、SDS交付の確実な履行

課題②

EU等の潮流を踏まえた、リスクアセスメントの実施と企業の営業秘密の保全の両立

課題③

個人ばく露測定の精度の担保

（注）GHS：2003年7月に国際連合から公表された「化学品の分類および表示に関する世界調和システム（Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals）」。日本では「日本産業規格 Z 7252（GHSに基づく化学品の分類方法）」において化学品の分類方法が定められており、これに基づく分類判定の結果を用いて、ラベル表示・SDS交付等の義務対象物質を特定している。

令和7年通常国会における法改正の概要（安全衛生関係）

法改正の概要

○労働安全衛生法等の一部を改正する法律

1. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進【労働安全衛生法】

既存の労働災害防止対策に個人事業者等も取り込み、労働者のみならず個人事業者等による災害の防止を図るため、

- ① 注文者等が講ずべき措置（個人事業者等も含めた混在作業による災害防止対策の強化など）を定め、併せてILO第155号条約（職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約）の履行に必要な整備を行う。
- ② 個人事業者等自身が講ずべき措置（安全衛生教育の受講等）や業務上災害の報告制度等を定める。

2. 職場のメンタルヘルス対策の推進【労働安全衛生法】

- ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている労働者数50人未満の事業場についても実施を義務とする。その際、50人未満の事業場の負担等に配慮し、施行までの十分な準備期間を確保する。

3. 化学物質による健康障害防止対策等の推進【労働安全衛生法、作業環境測定法】

- ① 化学物質の譲渡等実施者による**危険性・有害性情報の通知義務違反に罰則を設ける**。
- ② 化学物質の**成分名が営業秘密である場合に、一定の有害性の低い物質に限り、代替化学名等の通知を認める**。
なお、代替を認める対象は成分名に限ることとし、人体に及ぼす作用や応急の措置等は対象としない。
- ③ 個人ばく露測定について、**作業環境測定の一つとして位置付け、作業環境測定士等による適切な実施**の担保を図る。

4. 機械等による労働災害の防止の促進等【労働安全衛生法】

- ① ボイラー、クレーン等に係る製造許可の一部（設計審査）や製造時等検査について、民間の登録機関が実施できる範囲を拡大する。
- ② 登録機関や検査業者の適正な業務実施のため、不正への対処や欠格要件を強化し、検査基準への遵守義務を課す。

5. 高齢者の労働災害防止の推進【労働安全衛生法】

- 高年齢労働者の労働災害防止に必要な措置の実施を事業者の努力義務とし、国が当該措置に関する指針を公表することとする。

○労働施策総合推進法等の一部を改正する法律

6. 治療と仕事の両立支援の推進【労働施策総合推進法】

- 事業主に対し、職場における治療と就業の両立を促進するため必要な措置を講じる努力義務を課すとともに、当該措置の適切・有効な実施を図るための指針の根拠規定を整備する。

法改正事項 1 : SDSの交付等における危険有害性情報関係①

背景

- 自律的管理を基軸とする新たな化学物質規制が全面的に施行され、化学物質管理の対象となる物質が増加する中で、化学物質のリスクアセスメント等の的確な実施が重要となっている。
- リスクアセスメントを的確に実施するためには、危険有害性情報を確実に入手することが必要。

法改正内容（概要） ＊ 公布後5年以内に施行

- SDSの交付等による危険性又は有害性等の情報の通知の義務（安衛法第57条の2第1項）に罰則を設けたこと。
- 通知事項に変更を行う必要があるとき、変更後の通知事項を速やかに通知する努力義務規定（安衛法第57条の2第2項）を義務規定としたこと。

今後措置する事項（建議の記載事項（法改正事項を除く））

令和7年1月の「今後の労働安全衛生対策について（報告）」（以下「建議」という。）において、**SDSの交付等における必須通知事項として次の項目を追加すべき旨提言**されており、今後、省令改正等で対応する予定。

【建議抜粋】

（1）化学物質の譲渡・提供時における危険性・有害性情報の通知制度の改善等

ア 化学物質の危険性・有害性情報の通知制度の履行確保

（イ） 法令で定める必須通知事項について、よりの確なリスクアセスメントの実施を確保する観点から、

- ・ CAS登録番号等、成分名を特定できる一般的な番号
- ・ 呼吸用保護具を使用する場合に選択すべき呼吸用保護具の種類（防毒用の場合は、加えて成分に応じて使用すべき吸収缶の種類）
- ・ 含有される化学物質に応じ、保護手袋として不適当な材料
- ・ 含有される成分ごとに適用される法令等

を追加することが適当である。

法改正事項 1 : SDSの交付等における危険有害性情報関係②

今後措置する事項（中間とりまとめの御提言）

「化学物質管理に係る専門家検討会中間取りまとめ」では、SDSの交付等における必須通知事項ではないが、記載が望ましい事項として次の事項が示されており、通知等で対応する予定。

- 「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」について使用上の制限を重点に記載
 - ・ 物理的危険性を有する物質については、爆発限界や引火点
 - ・ 急性毒性に区分される物質等、急性の健康影響を有する物質については、換気等のばく露低減措置や作業内容に応じた保護具の使用が必要であるという注記
- 「人体に及ぼす作用（危険有害性情報）」について、労働基準法施行規則第35条及び別表1の2で定める業務上の疾病の対象物質はその旨を記載
- 「流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置」について次の事項を記載
 - ・ 救急隊員が到着する前に行うべき応急措置
 - ・ 医師が治療方針を決定する際の問い合わせ先
- 「貯蔵又は取扱い上の注意」における保護手袋について次の事項を記載
 - ・ 最終的に消費される段階の製品については、推奨する保護手袋の材料（ポジティブリスト）
 - ・ 保護手袋の「厚さ」
 - ① 作業内容や作業時間によって必要な耐透過レベルを決定して厚さ（及び材料）を選択することを明示
 - ② 標準的な使用方法に基づいて必要な耐透過性レベルが特定できる場合は、当該耐透過性レベル及び保護手袋の厚さ・材料を明示
- 「貯蔵又は取扱い上の注意」における呼吸用保護具について、ガス・蒸気とミスト状の液体等の粒子状物質が混在する作業が想定される場合は、防じん機能及び防毒機能を有するろ過式呼吸用保護具等を使用する必要があることを記載 11

法改正事項 2 : SDSの交付等における営業秘密情報関係①

背景

- 安衛法第57条の2第1項第2号では、SDSに記載する事項として「成分及びその含有量」が規定されており、成分を通知しないことは認められていない。
- 一方、国際連合が策定したGHS改訂9版(2021年)では、企業の営業秘密情報の保護を保証すべきとされ、営業秘密情報の保護に関する原則や考慮事項等が示されており、EU等の諸外国では既に対応が進んでいる。
- 国際的な動向も踏まえ、化学物質の成分名に企業の営業秘密情報が含まれる場合において、リスクアセスメントの実施に支障がない等の範囲で対応することが必要。

法改正内容（概要） * 令和8年4月施行

- 化学物質の譲渡提供者は、化学物質の成分の情報が営業秘密に該当する場合には、営業秘密であることを明示し、代替化学名等を定めて通知することで成分の通知に代えることができることとしたこと。
- 営業秘密は、秘密として管理されている製品の情報その他の事業活動に有用な情報であって公然と知られていないものとし、営業秘密にできる成分は厚生労働省令で定めることとしたこと。
- 営業秘密を設定して代替化学名等の通知を行った者は、当該通知に係る通知対象物の成分、通知した代替化学名等その他の事項を記録し、保存しなければならないこととしたこと。
- 代替化学名等の通知を行った者は、通知対象物による健康障害生ずるおそれがある場合等において、医師による診断、治療その他の行為のために必要があるときは、当該医師の求めに応じて、通知対象物の成分の情報を医師に開示しなければならないこととしたこと。
- 労働安全衛生法第100条の労働基準監督署長への報告義務者に化学物質の譲渡・提供者を加えたこと。
- 厚生労働大臣は、代替化学名等の通知の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとし、また、当該指針に従い、通知対象物譲渡者等に対し、必要な指導等を行うことができることとしたこと。

法改正事項 2 : SDSの交付等における営業秘密情報関係②

今後措置する事項（建議の記載事項（法改正事項を除く））

建議において、代替名等による通知を認める物質、代替名等の通知をした場合の記録の保存、医師等から開示を求められた場合の対応等について次のとおり提言されており、今後、省令改正等に対応する予定。

【建議抜粋】

（１）化学物質の譲渡・提供時における危険性・有害性情報の通知制度の改善等

イ 化学物質の危険性・有害性情報の通知制度における営業秘密の保持

（ア）（略）リスクアセスメントの実施に支障がない範囲で営業秘密の保持を図る必要がある。具体的には、企業の営業秘密の保持の観点から、（略）

- ・ 含有量については、代替名等の通知を認める物質についても、現行法令で認められている10%刻みでの通知を認めることが適当である。

その際、リスクアセスメントの実施に支障がないことを担保する観点から、

- ・ 代替名等による通知を認めるのは、国によるGHS分類の結果により重篤な健康障害を生ずる有害性クラスに該当しない物質、特定の有害性クラスであって最も重い区分 1 に該当しない物質、混合物の有害性区分に影響を与える濃度（濃度限界）に満たない場合、特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）等の特別規則の適用対象物質等になっていない物質に限定すること（略）が適当である。

（イ）代替名等による通知を行う場合には、（略）

- ・ 実際の成分名及び通知した代替名等を記録し、通知から 5 年間保存しなければならないことを譲渡・提供者に義務付けることが適当である。

（略）

（工）代替名等を通知した場合であっても、

- ・ 医師が診断及び治療のために必要であるとして、代替名等を通知した化学物質の成分名の開示を求めた場合、直ちに開示すること
- ・ 産業医が労働者の健康管理のために必要であるとして、代替名等を通知した化学物質の成分名の開示を求めた場合、秘密保持を条件に速やかに開示すること

（略）

- ・ 事業を廃止しようとするときは、所轄労働基準監督署長に営業秘密情報の記録を提出すること
を譲渡・提供者に義務付けることが適当である。

法改正事項 3 : 個人ばく露測定 of 精度担保関係

背景

- 個人ばく露測定の結果は、ばく露防止対策のための設備の改善や、作業方法や手順の見直し、有効な呼吸用保護具の選択に活用するものであり、個人ばく露測定 of 精度を担保することが必要。

法改正内容（概要） * 令和 8 年 10 月に施行

- 個人ばく露測定について、作業環境測定の一つとして位置付け、作業環境測定士が作業環境測定基準に従って実施することを義務付けたこと。

今後措置する事項

- 令和 7 年 1 月の「今後の労働安全衛生対策について（報告）」（以下「建議」という。）において、個人ばく露測定を作業環境測定士が実施するために個人ばく露測定に関する追加講習の修了を要件とすることが適当である旨提言されており、今後、省令等を改正し、当該要件や個人ばく露測定に関する追加講習の内容についての規定を整備する予定。

（参考：建議抜粋）

（2）個人ばく露測定 of 精度の担保

ア 個人ばく露測定について、作業環境測定と同様に測定 of 精度を担保するため、法律上 of 位置付けを明確にし、有資格者により実施しなければならないこととすることが適当である。

この有資格者の要件は、個人ばく露測定に関する追加講習を修了した作業環境測定士等とすることが適当である。

- 上記 of 他、作業環境測定基準に個人ばく露測定 of 実施方法に関する規定を追加することや、関連する政省令等の改正を行う予定。

令和7年度

SDS電子化 補助金

厚生労働省が公表した標準フォーマット形式による危険性・
有害性情報等(SDS)の出入力機能を有するシステムを
導入するための経費について、補助金が交付されます！

申請期間：令和7年8月1日～令和7年11月30日

※補助金の執行状況等を踏まえ早期に終了又は延長することがあります。

対象者

中小企業基本法における中小企業者

補助対象及び補助額概要

既存のシステムを次の①、②の基準に適合するように改修、買換等に要する経費及び、

①、②の基準に適合するシステムの新たな導入に要する経費

①以下のいずれかの読み込み機能を有し、判読可能なSDSとして復元する機能を有すること。

- ・ 電子化されたSDSデータ(SDSデータ交換フォーマット項目定義書(厚生労働省 令和7年3月31日公表)に対応しているものに限る。)を読み込む機能
- ・ 紙又はPDFのSDSを読み込む機能

②SDSデータを電子化(SDSデータ交換フォーマット項目定義書(厚生労働省 令和7年3月31日公表)に対応しているものに限る。)して出力する機能を有すること。(①で読み込んだデータを含む。)

また、出力に際して労働安全衛生法に準拠していない場合に記入を促す機能等を有していること。

※同一申請者当たりの年度内交付上限：補助対象経費の1/2、ただし上限100万円 (千円未満切捨て)

また、リース契約及びライセンス契約、保守契約等の場合の補助対象となる経費は、事業実施期間中に支払われるものとします。
この場合、複数年分を事業実施期間中に支払った場合には、補助実施年度を含め3年分(36か月分)が補助対象となります。

お問い合わせ先

中央労働災害防止協会 SDS電子化補助金事務センター
住所：〒108-0014 東京都港区芝5-35-2

問い合わせ専用ダイヤル：**03-6809-4774**

[令和7年7月1日～] 平日9:00～17:00 (12:00～13:00を除く)

随時情報を更新していますので、
詳しくは、中災防のホームページをご覧ください。
<https://www.jisha.or.jp/chusho/sds/>



「皮膚障害等防止用保護具の選択マニュアル」について

皮膚等への化学物質のばく露による健康障害を防止するため、令和6年4月から、皮膚等障害化学物質等を製造し、又は取り扱う業務に労働者を従事させるときには、不浸透性の保護衣、保護手袋、履物間は保護眼鏡等、適正な保護具を使用させることとされている（労働安全衛生規則第594条の2等）。厚生労働省では「皮膚障害等防止用保護具の選択マニュアル（第1版。令和6年2月）」を作成し周知しており、令和7年3月に同マニュアルを改定し、新たに保護眼鏡や化学防護服の防護性能を追加している。

○保護めがね

表 6-1 保護めがねの種類

種類	イメージ	特徴
サイドシールド付き スペクタクル形 保護めがね		正面と側面からの飛来物等から眼を保護する保護めがね。防炎（顔面保護具）と併用することで、より有効に使用できる。
スペクタクル形 （上下側部にサシ付き） 保護めがね		正面、上下及び側面からの飛来物等から眼を保護する保護めがね。防炎（顔面保護具）と併用することで、より有効に使用できる。
スペクタクル形 （側面カバー付き） 保護めがね		フロントフレームに側面カバーを付けることで顔のスキマを最小化した保護めがね。防炎（顔面保護具）と併用することで、より有効に使用できる。
スペクタクル形 （オーバークラス） 保護めがね		視力矯正めがねの上から着用できる保護めがね。防炎（顔面保護具）と併用することで、より有効に使用できる。

種類	イメージ	特徴
ゴーグル形 （カッション貼り付） 保護めがね		接眼部にカッション（フォーム）材を貼り付けてあり、顔との密着性は高くなりばく露少ない。作業場のあらゆる角度から発生する粉じん、薬液飛沫、飛来物等から眼を保護することができるが、化学物質がカッション部に付着、吸収する可能性がある。
ゴーグル形 （カッションレス） 保護めがね		フレーム自体に柔軟性があがり接眼部と一体のゴーグル形保護めがね。作業場のあらゆる角度から発生する粉じん、薬液飛沫、飛来物等から眼を保護することができる。化学物質の吸い込みに適する。
ゴーグル形 （めがね併用可能形） 保護めがね		視力矯正めがねの上から着用できるようにデザインされたゴーグル形保護めがね。
フェイスシールド （保護めがねとの併用例）		フェイスシールドと保護めがねを併用することで、顔全体がカバーされ、化学物質の顔への侵入の可能性を低減することができる。

手順2（化学防護手袋のスクリーニング①）→詳細は第2章第2節第2項を確認

スクリーニング手順①、②に基づき使用可能な化学防護手袋の材料を確認します。

スクリーニング手順①：取扱物質や作業内容・時間を基に使用可能な耐透過性クラスを確認。

スクリーニング手順②：①で確認した耐透過性クラスを基に耐透過性能一覧表から使用可能な材料を確認。

【耐透過性能一覧表（抜粋）】：マニュアル巻末に参考資料2として添付。

検査分類番号	CAS登録番号	物質名称	材料	ニトリルゴム	ニトリルゴム	ニトリルゴム	ニトリルゴム	天然ゴム	ブチルゴム	...	多層フィルム（LLDPE）	多層フィルム（EVOH）
			厚さ（mm）	0.1	0.2	0.3	0.45	0.23	0.35		0.05	0.05
316,442	100-02-7	カーボニルフル		○	○	○	○	○	○		○	○
502	10025-97-9	一酸化炭素		×	×	×	×	×	×		×	×
480	10025-78-2	トリクロロエ		×	×	×	×	×	×		×	×
360	10025-97-3	塩化メチル		×	×	×	×	×	×		×	×

手順3（化学防護手袋のスクリーニング②）→詳細は第2章第2節第2項を確認

スクリーニング手順①：使用可能な耐透過性クラスの確認

前項で確認した作業時間・内容に応じて、下表より使用可能な耐透過性クラスを確認する。

使用可能な耐透過性クラス※1 （JIS T 8116に基づく）	作業分類			
	作業分類1 接触が大きい作業※2	作業分類2 接触が限られている作業※2	作業分類3 接触しない想定される作業※3	
◎ 耐透過性クラス5、6 ● 耐透過性クラス3、4 ▲ 耐透過性クラス1、2	手を浸漬するなどて手や腕全体が化学物質に触れる作業やウエスで拭きとる等で手のひら全体が化学物質に触れる作業等、化学物質に触れる面積が大きい作業又は、何らかの異常や意図しない事故が起きたときに、手が浸漬するなど、大きな面積が化学物質に触れてしまうおそれが高い作業。	作業分類1以外で、指先に化学物質に触れる作業や飛沫により液滴が手に触れる作業等、手の一部が化学物質に触れる作業又は、何らかの異常や意図しない事故が起きたときに、手の一部が化学物質に触れてしまうおそれが高い作業。	化学物質を取り扱うが、化学物質に触れることは通常想定されない作業又は、何らかの異常や意図しない事故が発生した際に、飛沫等がかかるおそれがある作業。本分類では化学物質に触れた際は、その時間を起点に、取扱説明書に記載の使用可能時間以内に速やかに手袋を交換する。	
作業時間	240分超	◎	◎	◎
	60分超 240分以下	◎	◎	◎
	60分以下	◎	◎	◎
	60分以下	◎	◎	◎

※2：なお異常時や事故時において化学物質に触れ、重大な健康影響を及ぼすおそれがある場合には、化学物質の有害性を踏まえて、接触するシナリオに応じた保護手袋、保護衣等を選定の上、着用すること。

※3：密閉化や自動化された作業等、化学物質に接触することが全く想定されない作業については、必要に応じて手袋を着用する。

○化学防護服（保護衣） 部分防護服



図 5-3 部分防護服 左から、アームカバー、シューカバー、ガウン、エプロン



図 5-4 アームカバー、シューカバー、エプロンを着用した例

全身防護服

種類	イメージ	特徴
気密服		手、足、顔部を含め全身を防護する服で、顔内部を気密に保護構造の全身化学防護服。主に気体に対応する（タイプ1）。
隔圧服		手、足、顔部を含め全身を防護する服で、外部から顔内部を隔圧に保つ呼吸用空気を取り入れる構造の非気密全身化学防護服。主に気体に対応する（タイプ2）。
密閉服		全身を防護するもので、液体又は粉じん状態の有害化学物質が内部へ侵入しない構造のもの。種類として、液体防護用密閉服（タイプ3）、スプレー防護用密閉服（タイプ4）、浮遊固体粉じん防護用密閉服（タイプ5）、ミスト防護用密閉服（タイプ6）がある。

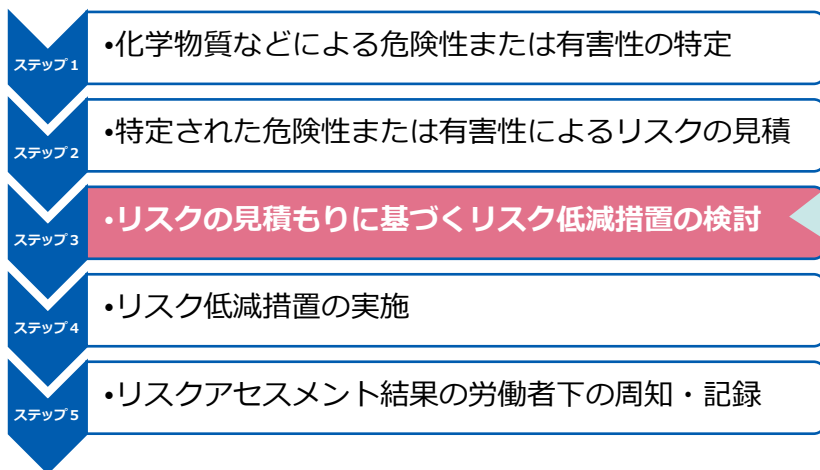
業種・作業別マニュアルの作成①

作成目的等

- 作業条件や環境が毎回異なる作業、非定常的な作業、対策が見過ごされている作業などに特に注目し、これら作業でリスク低減措置が適切に実施されることを目的として作成。
- 典型的な作業に対して予め実施した濃度測定結果等に基づき具体的な実施事項を列挙することで、作業ごとに濃度測定等を行うことなくリスクアセスメント及びリスク低減措置を実施ツール。
- 化学物質のリスクアセスメントのうち、リスク低減措置の検討におけるばく露濃度の低減（工学的対策）や個人用保護具の選択等について対応するもの。

リスクアセスメントと業種・作業別マニュアル

リスクアセスメント：使用する化学物質の危険性や有害性を特定し、リスクを見積り、リスク低減措置を検討して実施する一連の手順



リスク低減措置の優先順位

- ①毒性のより低い代替物質の使用
→難しい場合が多い
- ②設備の密閉化
→行えない場合が多い
- ③ばく露濃度の低減（工学的対策）
→状況による
- ④個人用保護具の使用
→選び方が難しい

③、④の
難しさを
解消する

マニュアル

記載事項を実施すれば、
必要な低減措置を
実施できる

【ビルメンテナンス】	ポリッシャーでの床洗浄作業、トイレ清掃作業、カーペット等のしみ抜き作業
【食料品製造業】	製造・加工設備の洗浄作業、釜や容器等への苛性ソーダ等の投入による洗浄作業
【飲食業】	洗浄作業
【塗料を用いる作業】	自動車補修塗装作業、工業塗装作業
【接着剤を用いる作業】	集成材・合板等製造における接着作業、内装仕上げ塗装作業での接着関連作業
【土木工事業】	セメント系粉体取扱作業、スラリー状のコンクリート使用作業、ドア塗装等有機溶剤取扱作業、防水等有機溶剤取扱作業、シーリング等有機溶剤取扱作業、接着（長尺シート等）作業。
【建築工事業】	開削のうち防水工事（底部プライマー塗布作業・防水材スプレーガン吹付作業）、シールド工事（セグメントシール貼付け有機溶剤取扱作業、シールドマシン掘進作業及びセグメント運搬作業）

業種・作業別マニュアルの作成②

令和7年度は、介護施設における消毒・殺菌や金属製品製造業におけるめっきなどの作業についてマニュアルを作成予定。

ドア塗装等有機溶剤取扱い作業 リスク管理マニュアル

作業		スプレー、刷毛又はローラーによる屋内ドア塗装		取扱会社名		元請会社名			
製品名		メーカー		作業内容		作業期間			
化学物質管理者		選任日		保護具着用管理責任者		選任日			
化学物質名		表示紙のチェック欄にチェックする。		保護具の留意点	【吸収缶】 ・吸収缶は、開封後数日使用する場合も最大で5日間までである。 (メタノールを含む製品を使用した場合は、再利用してはならない。) ・使用後は取扱説明書に従い、密閉容器に入れ、冷暗所で保管する。 【防護手袋】 ・使用する手袋は、化学防護手袋とする。選定した化学防護手袋の耐透過性クラスを確認する。				
発がん物質（特別管理物質又はがん原性物質）の有無									
危険性	 ○燃えやすい液体。蒸気が滞留すると爆発のおそれがある。 ○塗料が、清掃等に使用したウエスなどは、空気中で酸化し、発熱、蓄熱すると自然発火するおそれがある。			【リスク低減対策】 (1)換気 (2)マスク (3)防護手袋を使用しての作業   					
有害性	 ○アレルギー性皮膚反応を起こすおそれがある。  ○塗料が、清掃等に使用したウエスなどは、空気中で酸化し、発熱、蓄熱すると自然発火するおそれがある。  ○発がん性のおそれがある。 ○長期にわたる吸入や皮膚からのばく露により、①呼吸器、臓器、中枢神経系への障害、②生殖能力や胎児への悪影響のおそれがある。								
緊急時の対応	○吸入によりめまいや頭痛等の異常がある場合、速やかに現場から運び出し、医師の診断を受ける。 ○皮膚に付着した場合はすぐに拭き取り、石鹸水及び水で洗い流し。炎症等が出た場合、速やかに医師の診断を受ける。 ○眼に入った場合直ちに清潔な流水で数分間洗眼した後、医師の処置を受ける。				その他注意事項 1 酸欠欠乏危険場所（密閉空間、地下室等）での作業においては、自給式呼吸器を使用すること。 2 ウレタン・エポキシ樹脂を含む製品には、皮膚感受性、呼吸器感受性があるインシニアート類が含まれている場合もあるので、保護具の着用に留意する。				
作業内容		作業内容・製品に応じた呼吸用保護具		作業内容		保護眼鏡	保護衣	保護靴	記録欄
A 刷毛の洗浄材料の攪拌（飛沫）		防毒マスク（有機ガス用）を使用する。 ※臭いがしたら、安全な場所（換気の良い場所）へ行き、吸収缶を即交換する。（メタノールを含む製品を使用した場合は、吸収缶を再利用してはならない。）		A ・ニトリルゴム製の手袋を使用する（溶剤が付着した場合は、すぐに取り替える。） B ・ただし、洗浄液の中に手を入れる場合は多層フィルムを下にニトリルゴム製を上重ねて使用する。		側板（サイドシールド）付き保護眼鏡を使用する。	皮膚が露出しない服を使用する。（夏季においては、熱中症対策が必要）	安全靴を使用する。	
B スプレー塗装		全面形面体防じん機能付防毒マスクを推奨する。 ※臭いがしたら、安全な場所（換気の良い場所）へ行き、吸収缶を即交換する。（メタノールを含む製品を使用した場合は、吸収缶を再利用してはならない。）		B					
C 刷毛、ローラーでの塗装（接触）		狭い場所、地下室での作業、④が含まれる溶剤を使用する場合は、防毒マスク（有機ガス用）を使用する。 ※臭いがしたら、安全な場所（換気の良い場所）へ行き、吸収缶を即交換する。（メタノールを含む製品を使用した場合は、吸収缶を再利用してはならない。）		C		上向き作業の場合は側板（サイドシールド）付き保護眼鏡を使用する。			
D だめ直し等少量の溶剤を使用する塗装（接触）		D		D					
保護具着用管理責任者（前日までに記入）		A/B/C/Dを記載		選択したものを記載		選択したものを記載		選択したものを記載	
実施する作業内容（当日記入）		A/B/C/Dを記載		実際に使用したものを記載		実際に使用したものを記載		実際に使用したものを記載	

＜例：建設業リスク管理マニュアル＞

対象作業を実際に行う際に使用する製品や、含まれる化学物質名等を化学物質管理者が記載

対象作業で主に使用する製品に含まれる**化学物質の危険性・有害性**

対象作業の**リスク低減対策**

対象作業を構成する**個別の作業ごと**で使用する**保護具**

実際に使用する保護具等を保護具着用管理責任者等が記載、実際の作業の記録を職長等が記載

⇒ **作業記録としても活用可能**

*有機溶剤中毒予防規則の適用物質

※特定化学物質障害予防規則適用物質

④皮膚等障害化学物質（労働安全衛生規則第594条の2（令和6年4月1日施行）及び特別規則に基づく不透過性の保護具等の使用義務物質リストに記載されている物質

保護手袋に関する研究について

「化学物質管理に係る専門家検討会中間取りまとめ」（危険有害性情報の通知関係（令和6年8月））では、次の事項について国が一定の研究支援を行うべきとされている。

- ・ 保護手袋の作業性の向上等を促進するための保護手袋の作業性の性能評価方法の確立等
- ・ 保護手袋の使用可能時間を確認するための簡易な測定方法の評価方法の確立等

厚生労働省では、労災疾病臨床研究事業費補助金の研究課題として下記の2つの研究を採択し研究を進めている。

➤ 保護具に係る作業性の改善等に係る研究（研究期間：令和7～9年度）

複数の皮膚等障害化学物質に対しては、それぞれに対応した複数種類の材質の化学防護手袋を重ねて着用することや多層構造を持つ化学防護手袋を使用することもあるが、その場合、ごわごわして作業性が低く、また、かさばることにより巻き込まれのおそれがあるなど安全性の懸念もあり、かつ、価格も高いことから、安全性・作業性が高い、安価な手袋が求められている。

このため、安全性・作業性が高く安価な手袋の開発促進のために、幅広い材料や形状の保護手袋について、客観的に保護手袋の作業性を適切に評価できる方法の検討を進める。

➤ 労働環境調査に基づく保護具の簡易透過性測定法の開発と透過機構解析（研究期間：令和7～9年度）

化学防護手袋には、物質ごとに耐透過性能（透過するまでの上限時間）が定められているが、メーカーでは最大8時間としており、透過の程度によらず、毎日、使い捨てにする必要がある。また、化学防護手袋の透過性についてJIS T 8116に指定された方法は単体にのみ対応している。一方、産業現場で使用されるのは主に混合物であることや、物質と材料の組合せやばく露の状況等により実際の透過時間は異なる。

このため、現場での手袋使用や選定状況・課題も踏まえつつ、工業的に多く利用されている物質について、簡易な透過試験を行い、JISに指定された方法の結果と比較してその有効性を確認することで、簡易的に耐透過性能を判断するための評価方法の検討を進める。



- 複数種類の化学防護手袋を重ねて使用する場合等における作業性の向上
- 最大8時間に捕らわれずに化学防護手袋等の耐透過時間内での適切な使用を推進



化学防護手袋の適切な使用による労働災害の防止

化学物質管理強調月間（毎年2月）について

趣旨目的

- 令和6年4月に全面的に施行された化学物質規制では、業種・規模に関わらず、リスクアセスメント対象物を製造し・取り扱う全ての事業場が規制対象となっており、化学物質管理の知見の少ない業種や中小零細事業場においても化学物質管理を進め、これを浸透・定着することが必要となっている。
- 化学物質管理強調月間は、こうした背景を踏まえ令和6年度創設されたものであり、職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識を高め、化学物質管理活動を定着させることを目的として、毎年2月に実施するもの。
- 月間中は、主唱者等において化学物質管理に関する様々な啓発活動を実施するとともに、化学物質を取り扱う事業者等においては、化学物質の危険性・有害性情報の通知や化学物質のリスクアセスメントの実施、労働者等への教育、日ごろの取組状況の総点検や職場巡視の実施等、各種取組を通じて化学物質管理の徹底を図るもの。

実施体制

主唱者	厚生労働省、中央労働災害防止協会
協力連携者	環境省、経済産業省
協賛者	建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会
協力者	関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体
実施者	各事業者

化学物質管理強調月間（毎年2月）について

セミナー・ワークショップの開催（令和6年度）

- 令和7年2月に、化学物質管理強調月間の一環として、これまで化学物質管理になじみのなかった事業者に対して、危険・有害な化学物質の適正な管理の重要性に関する意識の高揚を図ることを目的に、洗浄剤を扱う第三次産業を対象としたセミナー・ワークショップを開催しました。（東京：2/7、大阪：2/20）
- 第1部のセミナーでは、労働安全衛生総合研究所の伊藤昭好先生より、洗浄剤を例として、自律的な管理の進め方について基調講演をしていただき、その後、**第三次産業の業界や洗浄剤メーカーの方々を交え、業界ごとの洗浄剤の取扱いに関する課題や、化学物質の管理方法や取扱事例について、パネルディスカッション**を行いました。
- 第2部のワークショップでは、業界別の小グループに分かれ、**業務で用いることの多い塩素系洗浄剤を用いて、SDSの確認、リスクの見積り、リスク低減措置の検討、作業員へのリスクの内容やリスク低減措置の周知方法について、班内討議**をしていただきました。
- ワークショップのアンケートでは、「他社の方と話すことができて認識を新たにしました」、「様々な視点での意見を聞けて勉強になりました」等の声が聞かれ、会場参加者の95%から「今後同様のワークショップがあった場合に同僚や知人に勧めたい」と回答がありました。



パネルディスカッションの様子



ワークショップ（班内討議）の様子

化学物質管理強調月間（毎年2月）について

ブロガー（皮膚科医）との対談

- 職場における化学物質管理を促すリスクコミュニケーションの一環として、現役皮膚科医のブロガーと対談し、その様子をWEB配信しました。



職場における化学物質管理に関する相談窓口

○ 電話、お問い合わせフォームによる相談窓口を設置しています

- ・ 職場で使用する化学物質のラベルやSDSに関すること
- ・ リスクアセスメントの実施方法、CREATE-SIMPLE（簡易なリスクアセスメント支援ツール）の使用方法
- ・ 新たな化学物質管理の制度の内容 など

TEL: 050-5577-4862

お問い合わせフォーム : <https://technohill.co.jp/telsoudan/>

受付時間 : 平日10:00 ~ 17:00 (12:00 ~ 13:00 を除く)

令和7年5月19日から令和8年3月18日まで(土日祝日、国民の休日、年末年始を除く。)

令和7年度委託先 : テクノヒル株式会社

安衛法の新たな化学物質規制、ラベル・SDS制度に関する情報

- **化学物質による労働災害防止のための新たな規制について**
新たな規制の概要、関係法令、関係通達、対象物質の一覧、参考資料等を掲載
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00005.html
- **ラベル表示・SDS（安全データシート）提供制度パンフレット**
化管法・安衛法・毒劇法におけるラベル表示・SDS提供制度の概要を掲載
<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/130813-01.html>
- **モデルラベル・モデルSDS情報（職場のあんぜんサイト）**
https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/GHS_MSD_FND.aspx
- **職場の化学物質管理の道しるべ（ケミガイド）**
<https://chemiguide.mhlw.go.jp/>
- **NITE化学物質総合情報提供システム（NITE-CHRIP）** ※（独）製品評価技術基盤機構のサイトにリンク
https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/systemTop
- **GHS総合情報提供サイト** ※（独）製品評価技術基盤機構のサイトにリンク
https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/ghs/ghs_index.html
- **化学物質管理に関する社内安全衛生教育用eラーニング教材（令和3年度作成）**
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_26157.html
- **化学物質のリスクアセスメント実施支援** ※詳細は次ページ参照
<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc07.htm>
- **業種・作業別マニュアル**
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_55176.html
https://www.kensaibou.or.jp/safe_tech/chemical_management/about.html

主な化学物質リスクアセスメント支援ツール等

●掲載先／■主体	概要（掲載情報）
●職場のあんぜんサイト http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc07.htm ■厚生労働省	✓ CREATE-SIMPLE（クリエイト・シンプル）（簡易なリスクアセスメント支援ツール）
	✓ 化学物質リスク簡易評価法（コントロール・バンディング） ・液体等取扱作業（粉じん作業を除く） ・鉱物性粉じん又は金属性粉じん発生作業
	✓ 検知管、リアルタイムモニターを用いた化学物質のリスクアセスメントガイドブック
	✓ 爆発・火災リスクアセスメントスクリーニング支援ツール
	✓ 工業塗装、印刷、めっき作業のリスクアセスメントシート
（職場のあんぜんサイトからリンク） ●■独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所	✓ プロセス災害防止のためのリスクアセスメント等実施ツール ※ 厚生労働省のスクリーニング支援ツールよりも精緻なリスクアセスメントを実施可能（一定の専門知識を要する）。
（職場のあんぜんサイトからリンク） ●ECETOC-TRA サイト ■欧州化学物質生態毒性・毒性センター（ECETOC）	✓ ECETOCが開発したリスクアセスメントツール（ECETOC-TRA）。EXCELファイル（英語版）をダウンロードして作業方法等を入力することで定量的な評価が可能。日本語マニュアルあり。 （（一社）日本化学工業協会が日本語版を提供（会員又は有料利用））
（職場のあんぜんサイトからリンク） ●EMKG Software 2.2 ■the Federal Institute for Occupational Safety and Health（BAuA）	✓ 独安衛研（BAuA）が提供する定量的評価が可能なリスクアセスメントツール（英語版）
	✓ EMKG-EXPO-TOOL（EMKG 2.2 からばく露評価部分を抽出）